

## 平成20年度横浜市自動車事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度横浜市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	車両数	年間走行キロ	年間輸送人員	1日平均輸送人員
(1) 一般乗合	797両	31,644,000km	125,520,000人	343,900人
(2) 市内遊覧	3両	51,000km	28,000人	77人
(3) 貸切	1両	24,000km	25,000人	68人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 自動車事業収益		23,921,943千円
第1項 営業収益		21,861,023千円
第2項 営業外収益		574,153千円
第3項 特別利益		1,486,767千円
支 出		
第1款 自動車事業費		24,410,842千円
第1項 営業費用		22,645,209千円
第2項 営業外費用		611,988千円
第3項 特別損失		1,133,645千円
第4項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,700,898千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 自動車事業資本的収入	2,389,264千円
第1項 企業債	2,138,000千円
第2項 国庫補助金	79,550千円
第3項 県補助金	13,575千円
第4項 一般会計補助金	158,139千円

支 出

第1款 自動車事業資本的支出	5,090,162千円
第1項 建設改良費	2,926,349千円
第2項 企業債償還金	2,162,155千円
第3項 投資	1,658千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 バス車両の購入費等にあてるため。
- (2) 限度額 2,138,000千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。  
イ 起債の時期は平成20事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年5.0%以内。

- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
- イ 政府資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第8条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、558,010千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、90,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	車両	バス車両	81両

平成20年2月13日提出

横浜市長 中田 宏